

暫定議題
第 28 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2021 年 10 月 11－15 日
オンライン

青でハイライトした議題にかかる議論は、文書通信により会合前に開始される予定である。

1. 開会

- 1.1. 第 28 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
- 1.2. 議題の採択
- 1.3. オープニング・ステートメント
オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. オブザーバー

2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと想定し、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

3. 財政及び運営

事務局長が 2021 年改訂予算案及び 2022 年予算案（2023 年及び 2024 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の委員会運営上の課題にかかる詳細な検討は財政運営委員会に諮問され、予算勧告とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

3.1. 財政運営委員会からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、会合に先立ち、CCSBT 26 において採択された [遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレート](#) を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクト（可能であれば以下を含む）について報告する機会を提供するものである。

- オーストラリアによる、自動化されたステレオビデオに関して同メンバーが実施したあらゆるトライアルに関する報告
- 日本による、全メンバーの漁獲量を検証するための同メンバーからの提案の進捗状況（2022 年に行う作業に関する提案及びこれに伴って CCSBT が負担する費用を含む）に関する報告
 - EC は、この作業の一部を実施する外部専門家を決定する予定である。

5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会議長が、2021年10月に開催される第16回遵守委員会会合の報告書について説明する。遵守委員会（CC）は、ECに対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。

6. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、2021年8月に開催されるESC会合の報告書について説明する。ESC会合では、CPUE解析手法の作業状況の精査、科学調査計画活動の結果のレビュー及び計画自体のアップデート、漁業指標の定期評価の実施、SBTの資源状況に関する助言（MPに関するメタルール及び例外的状況の評価を含む）、及びESCとECとの間のコミュニケーションを改善する方法の検討を行う予定である。

7. 総漁獲可能量及びその配分

7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）

メンバーは、遵守委員会及びECに対する年次報告の中で、帰属 SBT 漁獲量の定義の実施状況を報告することとされている。ECは、メンバーがこれらの義務を履行しているかどうかを判断するため、この情報に関するレビューを行う。

7.2. TAC の決定

CCSBT 27 は、2021 年から 2023 年までの各年の TAC を 17,647 トンとすることに合意した。EC は、2022 年の TAC の変更を要するような例外的状況があるかどうかを確認する必要がある。

7.3. 調査死亡枠

CCSBT 27 において、EC は、2021–2023 年について MP が勧告した TAC から、調査死亡枠として各年 6 トンの枠を留保することに合意した。本議題項目では、メンバーが 2022 年の調査活動向けの RMA の承認を求める機会を提供する。

7.4. TAC の配分

CCSBT 27 において 2021–2023 年の TAC 配分が合意された。このクォータ配分には、2021 年におけるインドネシア向けの特別枠 80 トンが含まれている¹。また、この一時的な特別枠は、インドネシアが 2022 年から開始される超過漁獲量の返済計画を遵守し、かつ各年においてさらなる超過漁獲を行わなかった場合には、毎年行われるレビューの結果を踏まえて、2022 年及び 2023 年にもインドネシアに対して提供される可能性がある。EC は、この一時的な特別枠を 2022 年も継続するかどうかの判断に関する遵守委員会によるレビューの結果について検討する予定である。

8. 生態学的関連種

この議題項目は、ERS に関するメンバーのパフォーマンスにかかる事務局からの報告² について検討する機会を提供するとともに、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関する決定を考慮するべく [CCSBT の ERS 決議](#)³ 別添 1 に含まれる ERS 措置一覧のアップデートを検討するための常設議題項目である。またこの議題項目では、メンバーが提起したいその他の ERS 問題についても検討することができる。

¹ CCSBT 27 は、この取決めは将来的な国別配分量の決定の前例となるものではないことに留意した。

² 本報告は、CCSBT 28 の直前に開催される遵守委員会会合に対して提出されるものである。

³ CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

9. CCSBT パフォーマンス・レビューに関する報告

CCSBT 26 は、[2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビューに関する付託事項](#)に合意した。EC は、2020 年にパフォーマンス・レビューを実施する専門家パネルのメンバーを任命し、パネルは CCSBT 27 後の 2020 年末に作業を開始した。パフォーマンス・レビューパネル議長は、パフォーマンス・レビューに関する中間報告を行う予定である。付託事項に従い、EC は補助機関に対し、それぞれの 2022 年会合においてパフォーマンス・レビュー報告書の関連する側面を検討し、CCSBT 29 における検討に向けてそれぞれの助言を行うよう指示する予定である。

10. 非メンバーとの関係

CCSBT 27 での要請を受け、事務局は、中国、フィジー、モーリシャス、ナミビア、シンガポール及び米国に対して、オブザーバーとして CC 16 及び CCSBT 28 に参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。EC は、同年中に SBT を漁獲している国等が確認された場合には、休会期間中に意思決定プロセスを通じて、その他の非メンバー国に会合への参加を招請する決定を行うことができる。

11. 他の機関との活動

11.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

他の RFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは関心のある RFMO 会合において CCSBT オブザーバーとなり⁴、これらのメンバーは CCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する。
- 2022 年の CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバーについて合意する。

12. データ及び文書の機密性

12.1. 2021 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 28 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである⁵。

⁴ WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及び IATTC に対して、韓国、ニュージーランド、インドネシア、日本及び台湾がそれぞれのオブザーバーとなる。

⁵ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 28 に関連する会合の報告書は CCSBT 28 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT 28 後に公表される。

13. 2022年の会合

2022年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章#2021/027において、2022年に開催予定の主な会合にかかる暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) : 2022年3月21-25日⁶
- 拡大科学委員会 (ESC) : 2022年8月29日-9月3日⁷
- 遵守委員会 (CC) : 2022年10月6-8日⁷
- 拡大委員会 (EC) : 2022年10月10-13日⁷

ECは、これらの暫定的な日程を確認する必要がある。さらにECは、遵守委員会会合の直前（すなわち2022年10月5日）に遵守専門作業部会非公式会合を開催するかどうかを決定する必要がある。2022年予算案にこの決定を反映することができるよう、本件については財政運営委員会に関する議題よりも十分に早い段階で決定する必要がある。

14. 第29回CCSBT年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT 24は、選出された議長及び副議長がさらに3年の期間において再選出されることを可能とする形で[CCSBT 手続規則](#)の規則4(1)を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で4年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 28の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 29に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

15. その他の事項

16. 閉会

16.1. 議題の採択

16.2. 閉会

⁶ 現在、ERSWG 会合はバーチャル会合としての開催が想定されている。仮に物理的な会合となった場合、会議日程は2022年3月22-25日に短縮される。

⁷ 現在、ESC、CC及びEC 会合は、ニュージーランドの主催による物理的な会合としての開催が想定されている。仮にこれらの会合はバーチャル会合となった場合、予備日が追加され、会議開催日はESC 会合：2022年8月29日-9月6日、CC 会合：2022年10月4-7日、EC 会合：2022年10月10-14日となる。